

保険料の軽減について

国民健康保険料は、賦課期日(4月1日もしくは資格取得日)時点での、世帯員(宇治市国保の被保険者および特定同一世帯所属者※)の人数と前年の所得の合計金額に応じて、以下の基準により平等割・均等割が7割、5割または2割軽減されます。

7割軽減 対象世帯	令和6年中の世帯員の所得が合計で、 43万円+10万円×(給与所得者の数※-1)	以下であること。
5割軽減 対象世帯	令和6年中の世帯員の所得が合計で、 43万円+(30万5千円×人数) +10万円×(給与所得者の数※-1)	以下であること。
2割軽減 対象世帯	令和6年中の世帯員の所得が合計で、 43万円+(56万円×人数) +10万円×(給与所得者の数※-1)	以下であること。

【+10万円×(給与所得者の数-1)】の計算式は給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算します。※給与所得者=一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))を受けるもの

注1) 特定同一世帯所属者とは、75歳到達などにより宇治市国保から後期高齢者医療制度に移行した人で、移行後に引き続き同じ世帯に属する人のことです。

注2) 世帯員の一部のみが介護分の対象となる世帯の場合、介護分の軽減割合は、医療分・後期分に準じます。(介護分のみでの軽減判定は行いません。)

◇特定世帯について

特定世帯とは、特定同一世帯所属者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、残りの被保険者が1名となった世帯のことです。

特定世帯は、該当当初5年間は医療分と支援金分の平等割が1/2、6年目から8年目は3/4となります。

上記の軽減対象世帯の場合は、軽減された平等割が1/2または3/4となります。

◇未就学児に係る均等割について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割が1/2となります。

上記の軽減対象世帯に属する未就学児の場合は、未就学児の軽減された均等割が1/2となります。

軽減基準表 1

軽減基準所得						
	379万円以下					2割
	323万円以下					
	267万円以下			2割	226万円以下	
	211万円以下		2割			
	155万円以下		2割	195万5千円以下	5割	
				165万円以下		
	99万円以下		5割	5割		
		104万円以下				
		2割	5割	5割		
73万5千円以下						
43万円以下	5割	5割	5割	5割	5割	
	7割					7割
対象人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人

※給与所得者の数が一人の場合です。